

新型コロナウイルス感染症対策に係る調理師養成施設対応指針

令和2年5月25日

公益社団法人 全国調理師養成施設協会

(1) 調理師免許取得資格の取扱い

「2月28日付事務連絡(http://www.jatcc.or.jp/upload_files/20.02.28_jimulenlaku.pdf)」における2.受験資格に係る取扱いの(1)～(3)にあるように、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合や修業が遅れた場合であっても、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修(オンライン授業)、レポート課題の実施等により必要な教育が行われ、卒業(修了)した者については、従来どおり、調理師免許取得資格が認められます。

(2) 調理師養成施設指導ガイドラインの取扱い

「調理師養成施設指導ガイドライン」については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する都道府県に対する技術的助言であることを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により本来の授業計画等を予定通り実施することが困難と認められる場合には、調理師養成施設(以下、「養成施設」という。)の裁量により、柔軟に運用して問題ないと考えますが、都道府県の所管課に必要な応じてご確認ください。

ただし、その場合には、教育効果や教員及び学生の負担等に十分な配慮が必要です。

例：①当分の間短縮授業とし、後日補講を実施。

②1教員1週当たり授業時間数18時間以内に係る柔軟な運用。

③夏休みや春休み、日曜、祝日等を使って授業を実施。

(3) 授業計画変更の取扱い

新型コロナウイルス感染拡大により、休校が長期化するなど、本来の授業計画において対面授業の実施を予定していた授業が予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、対面授業に相当する教育効果を有すると養成施設において認められるものについては、授業の方法を弾力的に取り扱うことができます。

授業計画を変更し、対面授業以外の方法で授業を行う場合には、以下の3つの点に留意してください。

- 1) 授業担当教員の授業ごとの授業計画(シラバス等)の下に実施されていること。
- 2) 授業担当教員が、出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること。
- 3) 養成施設として、どの授業計画が対面授業以外の授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること。

例：①オンライン授業(遠隔授業)の実施…双方向(ビデオ通話)型、オンデマンド(動画配信)型等

②補講授業の実施

③課題レポートの実施

④「全調協実技検定制度(R2.7 設立予定)」の活用

※全調協発刊の教材に係る動画配信並びに複製配布については、今回の新型コロナウイルス感染症対策のために活用する場合に限り、特例として可能としています。

ただし、著作権の問題等に配慮し、取扱いには十分な注意をお願いします。

(4) 調理実習の取扱い

文部科学省が高等学校等に対し、家庭科の調理実習を感染の可能性の高い学習活動として通知していることについて、文部科学省の専修学校等に対する通知内容には、「実習等のある養成施設の課程に係るものについては、所管する部局等に相談の上で対応」するよう示されており、厚生労働省に照会したところ、口頭による回答がありましたので、次のような取扱いをお願いします。

文部科学省の通知や自治体から発出される感染予防のための通知、及び「2月28日付事務連絡」に基づいて、まずは、学事日程等の変更や後日補講を行う等の対応を検討し、それが難しい場合は、教育効果が下がらないよう配慮した上で、課題の実施等で対応することを検討してください。

※コロナ対応に係る調理実習の具体的事例は、別途ご案内します。

(5) 校外実習の取扱い

本来の授業計画において、校外実習の実施を予定していた実習授業が、新型コロナウイルス感染症の影響により、受け入れ先の確保が難しくなった場合には、「2月28日付事務連絡」における1.学校養成所等の運営に係る取扱いの(3)にあるように、学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を習得することとして差し支えありません。